

住宅

入居募集



入居資格

《共通事項》
・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
・町税などに滞納がないこと。

●町営住宅 (団地)

・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養

控除等を差し引いた額を12で除したものです。
※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃		単身
新規	新日の出	2LDK	平成 26 年	1	22,000 円～	50,600 円	不可
	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,800 円～	43,100 円	可
継続	旭日	3LDK	平成 10 年	2	23,600 円～	54,300 円	不可
	新日の出	2LDK	平成 26 年	1	22,000 円～	50,500 円	不可
	潮見	3LDK	昭和 62 年	1	17,400 円～	40,000 円	不可
	魚田	3DK	昭和 52・53 年	2	9,100 円～	17,700 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円～	14,400 円	可

生以下の児童がいる場合も可) などです。
申込方法
・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
・30年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。
・申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>

応募締切

新規 11月15日(木)
継続 随時受付
※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

国税庁管理課税関係

国税庁管理課税関係

児童虐待防止推進月間

『未来へと 命を繋ぐ』

189 (いちばやく)

●児童虐待とは
親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉によるおどかしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達を損なう行為をいいます。
●しつけとの違いは?
たとえ親などがしつけと書いていても、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。
●虐待してしまう家庭を追いつめないで見守ってください。
子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家庭全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。
周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化させることがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。
子どもを助けたいと思う一報が子どもの命を救い、家庭全体を救うのです。

○虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら、次の連絡先ま

でお電話ください。

・身体的虐待「不自然な傷が多い」「叩く音や泣き声が聞こえる」
・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしょっちゅう外出している」
・心理的虐待「しつけの程度を超えて叱っている」「言葉による脅し」
・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
など、不審なことがあれば、通告してください。
相談や通告した人が誰か特定されずしてしまふような情報は、決して漏らしません。
間保健福祉課社会福祉係
間北海道北見児童相談所
☎0157・24・3498
間児童相談所全国共通ダイヤル
☎189
(一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。)

税金

年末調整説明会開催

平成30年分の年末調整説明会を開催します。
日時 11月20日(火) 開場 13時30分
開始 14時

場所 雄武町民センター

社会福祉

特設人権心配ごと相談所の開設

全国人権擁護委員連合会では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定めており、その期間中、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種啓発活動を行っています。
雄武町人権擁護委員協議会では、期間中、特設人権心配ごと相談所を開設しますので、ご相談がある人は、お気軽に来所ください。
日時 12月4日(火) 13時～15時
場所 役場庁舎別館 2階小会議室
間雄武町人権擁護委員協議会事務局
間保健福祉課社会福祉係

北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展

雄武町人権擁護委員協議会では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に向けた取り組みとして、北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展を実施します。
期間 12月10日(月)～16日(日)
場所 町民センターロビー
間雄武町人権擁護委員協議会事務局
間保健福祉課社会福祉係

所得税及び復興特別所得税の予定納税

持ち物 年末調整関係書類(説明会前に送付済み)
その他 年末調整関係用紙が不足する場合は、会場で配布しますのでご利用ください。
間紋別税務署
☎0158・23・2191
国税庁管理課税関係

予定納税が必要な人には、6月中旬に紋別税務署から「予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。
予定納税 前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合に、原則としてその3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納付する制度です。
予定納税額の納付 振替納税を利用して納付する人は、納期限(11月30日(金))に指定の金融機関の口座から自動的に納付。その他の人は、納期限までに金融機関または紋別税務署窓口で納付してください。なお、納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付することができます。また、インターネットを利用して電子納税も利用できます。手続きについては、e-Taxホー

税を考える週間

ムページでご確認ください。
また、インターネットを利用した専用ページからクレジットカードによる納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
☎Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
※納付には便利な振替納税をご利用ください。
間紋別税務署
☎0158・23・2191

